

村職員の 給与の状況

占冠村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、職員の給与の状況等をお知らせします。

1 職員給与費の状況

(単位：万円)

年度	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり 給与費 (B/A)
		給 料	期末・勤勉手当	諸手当	計(B)	
平成26	54人	21,302	7,202	3,589	32,093	594
平成27	58人	22,597	7,933	4,046	34,576	596

* 職員数は平成27年度当初予算の人数です。(特別職を含む)

2 職員の平均給料月額・平均年齢状況

(平成27年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	313,500円	39.3歳

3 初任給と採用2年経過の給与月額

(平成27年4月1日現在)

区 分		初任給	採用2年経過給与月額
一 般 行政職	大学卒業	174,200円	187,700円
	高校卒業	142,100円	150,500円

4 職員手当の状況

退職手当	(支給率)	自己都合	定 年	
	勤続20年	・・・ 20.445月分	25.55625月分	
	勤続30年	・・・ 36.105月分	42.4125月分	
	勤続35年	・・・ 41.325月分	49.59月分	
	最高限度	・・・ 49.59月分	49.59月分	
期末・勤勉 手 当		期 末	勤 勉	計
	6月期	1.225月分	0.75月分	1.975月分
	12月期	1.375月分	0.75月分	2.125月分
	計	2.60月分	1.50月分	4.10月分
本年度に限り職制上の段階、職務の級などによる加算措置なし。				
扶養手当	◎配偶者	13,000円		
	◎配偶者以外	6,500円		
	◎1人(配偶者なし)	11,000円		
	◎特定期間の加算	5,000円		
通勤手当	片道通勤距離2km超の者で、交通機関等利用			
住宅手当	借家で、12,000円を超える家賃を支払っている職員			

5 等級別職員数の状況

(平成27年4月1日現在)

区分	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務	課長 主幹	課長 主幹	主幹 係長・主査	係長 主査・主任	主事	主事 事務補	—
職員数	14人	14人	13人	1人	3人	10人	55人
構成比	25.5%	25.5%	23.6%	1.8%	5.4%	18.2%	100.0%



平成27年度 国民健康保険 税の概要をお 知らせします

5月27日、国民健康保険運営協議会が開催され、国民健康保険事業の平成26年度実績見込みを確認し、平成27年度の税率について協議しました。加入者数や所得額等から税額試算した金額を比較した結果、税率改正は行わず前年同様とすることで決定されました。

また、平成27年度税制改正に伴い占冠村国民健康保険税の改正について、課税限度額の引き上げ並びに低所得者に係る保険税軽減の拡充について確認されました。

国民健康保険の財源構成 (平成26年度決算見込額)

国民健康保険税	15%
国庫支出金	22%
療養給付費交付金	1%
前期高齢者交付金	17%
道支出金	6%
その他	39%

課税区分		医療分	後期高齢者支援分	介護分
所得割	所得金額-33万円(基礎控除)×税率	4.90%	1.80%	1.00%
資産割	固定資産税(土地・家屋)×税率	38.00%	14.00%	8.00%
均等割	加入者の人数×金額	16,000円	5,700円	5,200円
平等割	一世帯の金額	22,300円	7,900円	4,400円
課税限度額	平成27年度税制改正後	52万円	17万円	16万円

※世帯単位で課税するため、世帯主が他の健康保険に加入していても、世帯主あてに納税通知書を送ります。その場合、世帯主の所得等は計算されません。

※介護分は40歳から64歳までの加入者に対し計算されます。

※75歳から後期高齢者医療保険に移行することになりますが、移行することによって国民健康保険が単身世帯となる場合は、平等割を5年間1/2とし、6年目から8年目までを1/4軽減します。

【税率】

国民健康保険税は世帯主に課税され、医療分、後期高齢者支援分、介護分に分かれています。課税される対象は、所得や資産、加入人数で、次の表により計算します。

【税の軽減】

世帯の所得合計額が次の表に示す額以下の場合、均等割と平等割の額からそれぞれ軽減割合を乗じた額を減額します。

世帯の所得合計額	軽減割合
330,000円	7割
330,000円 + (260,000円 × 加入者数)	5割
330,000円 + (470,000円 × 加入者数)	2割

※国保から後期高齢者医療に移行した者を含んで算定します。

平成27年度から国の制度改正により、5割と2割の軽減対象となる所得基準額を引き上げることで軽減対象世帯が拡充されます。

【解雇などにより失業した方の国民健康保険税額を軽減する制度】

平成22年度から、倒産・解雇などによる失業、雇い止めや雇用期間満了などで離職を余儀なくされた65歳未満の方に對して、国民健康保険税額を軽減する制度が設けられました。

対象者	平成21年3月31日以降に離職された方で、雇用保険受給資格者証の離職理由が特定受給資格者および特定理由離職者と認定された方
軽減される期間	離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで
軽減方法	軽減対象期間の税額算定において、該当者の前年の給与所得を100分の30とみなして所得割を算定します。

軽減を受けるためには申請が必要です。雇用保険受給資格者証と印鑑を持参のうえ、総務課税務担当で手続きをしてください。

支払いが困難な方は ご相談ください

国民健康保険税は3回に分けて納めてもらうよう通知していますが、支払いが困難な場合は、実情に応じた支払い方法の相談を受け付けますので、お早めに税務担当へご連絡ください。

国民健康保険税の納付がない場合、国民健康保険の給付の差し止めをしたり、いったん医療費を全額自己負担していたらという措置をとらせていただきます。

国民健康保険税は 期日までに納めましょう

国民健康保険とは国民健康保険に加入する皆さんが全員でお金を出し合い、病いやケガをして病院にかかったときの医療費にあてる助け合いの制度です。

皆さんから納めていただく国民健康保険税は、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、介護保険制度を支える大切な財源です。

皆さんが安心して医療を受けられるよう、国民健康保険税は必ず納めましょう。

口座振替を希望される方は、担当までご連絡ください。

国民健康保険税に関する お問い合わせ

総務課税務担当
電話 56・2125

各種届出や給付に関する お問い合わせ

保健福祉課国保医療担当
電話 56・2122